

警察法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第一百五十一号）（第一条関係）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第二条関係）	2
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第三条関係）	5
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）	7
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第五条関係）	8

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ 七 (略)</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強<sup>レ</sup>制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ 七 (略)</p> <p>九 十三 (略)</p>	<p>(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ 七 (略)</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強<sup>レ</sup>姦<sup>かん</sup>、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ 七 (略)</p> <p>九 十三 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条若しくは第一百十条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第九十九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第七十七条第一項に規定する罪（同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第九十九条、第一百二十条、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第四百四十四条から第四百四十六条まで、第四百八十一条、第四百九十六条、第四百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百五条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条若しくは第一百十条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第九十九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第七十七条第一項に規定する罪（同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項、第一百九条、第一百二十条、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第四百四十四条から第四百四十六条まで、第四百八十一条、第四百九十六条、第四百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百五条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪</p>

略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条第三項、第二百四十三条（同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二〇四（略）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）

第四条に規定する罪（刑法第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限る。）、を犯す行為に係るものに限る。）

六〇十八（略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、第九十九条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）。

等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条（同法第二百四十条に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二〇四（略）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）

第四条に規定する罪（刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六〇十八（略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二（同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百七十九条（同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第一百七十八条の二に係る部分に限る。）、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六條、第二百三十八條又は

）に規定する罪

二〇五 (略)

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五 (略)

第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪

二〇五 (略)

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五 (略)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第八十一條まで又は第八十七條の罪に当たる違法な行為</p> <p>二(十三) (略)</p> <p>(法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第二十八條 法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第八十二條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條、第二百二十六條の二(第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項(同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二又は第二百二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。))若しくは第三項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下こ</p>	<p>(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第七十九條まで、第八十一條又は第八十七條の罪に当たる違法な行為</p> <p>二(十三) (略)</p> <p>(法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第二十八條 法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十九條まで、第八十一條、第八十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條、第二百二十六條の二(第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七條第一項(同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二又は第二百二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。))若しくは第三項(営利又はわいせつの</p>

の号において同じ。)又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為

三〇十 (略)

目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為

三〇十 (略)

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪、同法第八十条若しくは第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四（二十四）（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第八十条若しくは第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四（二十四）（略）</p>



（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第四条 法第七条第二号又の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第百六条（同条第三号を除く。）、第百八条、第百九条若しくは第百十條第一項に規定する罪、同法第百十一條第一項に規定する罪（同法第百九條第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第百十二條に規定する罪、同法第百十七條第一項に規定する罪（同法第百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第百十八條第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第百十九條、第百二十條、第百二十四條第二項、第百二十六條、第百二十七條、第百二十八條（同法第百二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第百四十四條から第百四十六條まで、第百八十一條、第百九十六條、第百九十九條、第百二十二條から第百二十五條まで、第百十三條後段、第百二十四條から第百二十六條まで、第百十八條、第百十九條若しくは第百二十一條に規定する罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取罪等」という。）、同法第百二十七條第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第四条 法第七条第二号又の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第百六条（同条第三号を除く。）、第百八条、第百九条若しくは第百十條第一項に規定する罪、同法第百十一條第一項に規定する罪（同法第百九條第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第百十二條に規定する罪、同法第百十七條第一項に規定する罪（同法第百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第百十八條第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第百十九條、第百二十條、第百二十四條第二項、第百二十六條、第百二十七條、第百二十八條（同法第百二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第百四十四條から第百四十六條まで、第百八十一條、第百九十六條、第百九十九條、第百二十二條から第百二十五條まで、第百十三條後段、第百二十四條から第百二十六條まで、第百十八條、第百十九條若しくは第百二十一條に規定する罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取罪等」という。）、同法第百二十七條第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び</p>

次条第一号において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。同号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条第三項、第二百四十三条（同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二（四）（略）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）

第四条に規定する罪（刑法第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限る。）を犯す行為に係るものに限る。）

六（十八）（略）

第五条 法第七号第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第七十七条、第八十条（同法第七十六条又は第七十七条に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若

次条第一号において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。同号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条（同法第二百四十条に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二（四）（略）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）

第四条に規定する罪（刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六（十八）（略）

第五条 法第七号第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第七十七条、第八十条（同法第七十六条又は第七十七条に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一

しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二〇五（略）

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五（略）

条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二〇五（略）

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五（略）